

## 第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害の予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

国、道及び町は、それぞれのまちの災害特性を考慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な設備の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR」（生態系を活用した防災減災）及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のために必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

### 第1節 防災知識の普及

防災関係職員及び町民等に対する防災思想、知識の普及啓発並びに防災教育の推進については、この計画に定めるところによる。

#### 1 実施責任

- (1) 町は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、町職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対して防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育を推進することにより、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。
- (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。  
また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

#### 2 普及・啓発及び教育の方法

防災知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ及びインターネット、SNSの活用
- (3) 新聞、広報誌等の活用
- (4) ビデオ等の作成及び活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (7) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- (8) 学校教育の場の活用
- (9) その他

#### 3 普及・啓発を要する事項

- (1) 防災計画の概要
- (2) 災害の予防措置
  - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
  - イ 防災の心得
  - ウ 火災予防の心得
  - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
  - オ 農作物の災害予防事前措置
  - カ その他
- (3) 災害の応急措置

- ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
- イ 災害の調査及び報告の要領、方法
- ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
- エ 災害時の心得
  - (ア) (家庭内、組織内の) 連絡体制
  - (イ) 気象情報の種別と対策
  - (ウ) 避難時の心得
  - (エ) 被災世帯の心得
- (4) 災害復旧措置
  - ア 被災農作物に対する応急措置
  - イ その他
- (5) その他必要な事項

#### 4 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 児童生徒等に対する防災教育の充実に図るため、教職員等に対する防災に関する研修会等の充実に努める。
- (4) 防災教育は、学校の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (5) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

#### 5 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日及び防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

#### 6 町職員に対する教育

防災対策の円滑な推進を図るため、町職員の防災知識の習得及び災害時における個々の役割分担等についての研修会や講習会等を開催し、町職員に次の事項について周知徹底を図る。

- (1) 防災計画の熟知
- (2) 町における災害の状況と防災対策
- (3) 町職員に課せられた役割
- (4) 災害対策として現在行われている事業の知識
- (5) 災害が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (6) 今後防災対策として取り組む必要のある課題

## 第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と町民等に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は本計画の定めるところによる。

### 1 防災訓練の実施

町は、防災に関する知識及び技能の向上と、町民等に対する防災知識の普及を図ることを目的として防災訓練を実施するものとする。また、防災訓練は、実施内容に応じて各関係機関と連携を図りながら訓練計画を作成し、共同で実施するものとする。

なお、訓練後においても評価を行い、それを踏まえた体制の改善についても検討する。

### 2 訓練の種別等

町は、災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

なお、具体的な訓練内容は、その都度実施要領を作成するものとする。

#### (1) 防災総合訓練

北海道防災会議が実施する災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に行う防災総合訓練に参画するほか、各種災害を想定して防災関係機関、各事業所及び町民等、その他指定行政機関等の協力を得て、応急対策活動の防災総合訓練を実施する。

#### (2) 水防訓練

水防活動を円滑に遂行するため、水防工法の実地訓練、樋門等の操作、水位・雨量観測、消防機関及び町民の動員、避難・立退き、水防資機材の輸送、広報・通報・伝達等に関する訓練を実施する。

#### (3) 消防訓練

消防訓練は、石狩北部地区消防事務組合当別消防署と連携し、消防に関する訓練を実施する。

#### (4) 避難救助訓練

水防訓練及び消防訓練に合わせて、避難の指示等、及びこれらの伝達方法、避難の誘導等、町民等を安全に避難させるための訓練並びに避難所の防疫、給水、給食等の訓練を実施する。

#### (5) 情報通信訓練

北海道防災会議が実施する災害通信連絡訓練に参画するほか、気象予報、警報等の收受伝達及び災害時の被害情報の連絡、応急対策の指示に関する伝達、関係機関、地区情報連絡員、町民等に対する警報・情報の連絡等についての訓練を実施する。

#### (6) 非常招集訓練

勤務時間外に災害が発生、又は災害情報を收受した場合等を想定して、招集訓練を実施する。

#### (7) 災害対策本部設置・運営訓練

災害の発生を想定して、対策本部の設置及びその運営に関する訓練を実施する。

#### (8) 災害図上訓練

各種災害を想定しての災害図上訓練を実施する。

### 3 相互応援協定に基づく訓練

町は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

### 4 民間団体等との連携

町は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた町民等と連携した訓練を実施するものとする。

### 5 複合災害に対応した訓練の実施

町は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

## 第3節 相互応援体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

### 1 基本的な考え方

町は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を実施できるよう、平常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、予め企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、応援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資材機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるものとする。

### 2 相互応援体制の整備

#### (1) 町

ア 町は、道や他の市町村への応援要求又は他の市町村への応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、応援体制及び受援体制を整える。

イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、予め相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

なお、道と各市町村において、各種災害について幅広く対応するための「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を締結している。

ウ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応が実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

#### (2) 北海道

ア 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整える。

イ 市町村間に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう配慮する。

#### (3) 防災関係機関等

あらかじめ町及び道その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣等の連絡調整体制など、必要な準備を整える。

### 3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

(1) 町及び道は、平常時から地域団体、NPO、ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

(2) 町及び道は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティ

ア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

- (3) 町及び道は、行政・NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 町及び道は、社会福祉協議会・NPO等関係機関との間で、被災家屋から災害廃棄物、がれき上砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町民等やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

## 第4節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに町民、事業所等における自主防災組織の体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

### 1 町民等による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、町民等が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織普及のため、啓発資料の作成をはじめ防災セミナーや出前講座の実施等により、自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

### 2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

### 3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされているので、町民等が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとする。
- (2) 地域の防災活動を推進するため、町内会及び事業所等を中心とした自主防災組織の結成を図るものとする。

### 4 自主防災組織の活動

#### (1) 平常時の活動

##### ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、町民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

##### イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、町民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

##### (ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を迅速かつ正確に町民等に伝達し、また地域の被害状況等を防災関係機関へ通報するための訓練を実施する。

##### (イ) 消火訓練

火災の拡大や延焼を防ぐため、消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

##### (ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

##### (エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出救護活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

##### (オ) 災害図上訓練（D I G）

地域内の図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに

対処する避難方法等を地域で検討し実践する。町民等の立場に立った図上訓練を実践する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、各自が点検を実施するほか、自主防災組織として、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内で発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町に報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して町民等の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を町民等へ伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救出救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるものとする。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の崩壊などにより下敷きになった者を発見したときは、消防機関等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出救助活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

町から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、町民等に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者や障がい者等の自力で避難することが困難な者（避難行動要支援者）等に対しては、町民等の協力のもと、早期に避難させる。

オ 指定避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織が主体となるなど、町民等による自主的な運営を進める。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

## 第5節 重要警戒区域及び整備計画

災害の未然防止のための施設整備促進及び災害時における迅速かつ的確な防災対策を実施するため、防災上警戒を必要とする区域は、この計画の定めるところによる。

### 1 重要水防箇所の指定

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想される箇所は、資料6「重要水防箇所」のとおりである。

### 2 洪水浸水想定区域

想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水が想定される区域は、資料7「洪水浸水想定区域図」のとおりである。

### 3 急傾斜地（地すべり・崖崩れ等危険地域）

降雨、地質等が原因でがけ崩れ等により災害が予想され警戒を要する区域及び急傾斜地崩壊危険箇所は資料8「土砂災害危険箇所」のとおりである。

### 4 土砂災害警戒区域

降雨、地質等が原因で土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等による災害が予想され、警戒を要する区域は、資料9「土砂災害警戒区域」及び資料10「土砂災害警戒区域図」のとおりである。

### 5 山地災害危険区域

降雨、地質等が原因で山地において山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂流出等により災害が予想され、警戒を要する区域は、資料11「山地災害危険箇所」のとおりである。

## 第6節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、次のとおりである。

なお、融雪出水に係る水防の予防対策は、本章第9節「融雪災害予防計画」による。

### 1 予防対策

- (1) 町は、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。  
また、特に水防上警戒を要する区域等については、河川監視を随時実施する等、河川の管理に万全を期するものとする。
- (2) 気象等特別警報・警報・注意報及び情報等を迅速に町民等に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- (3) 浸水想定区域の指定があったときは、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について浸水区域毎にハザードマップで定めるものとする。
- (4) 高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- (5) 洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地については、ハザードマップ等にて周知する。

### 2 水防計画

水防計画についての詳細事項は、水防法に基づき作成した当別町水防計画の定めるところによる。

## 第7節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防については、この計画に定めるところによる。

### 1 予防対策

#### (1) 気象状況等の把握

台風による風害の予防は、その経路により予想し得る気象情報を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講ずるものとする。

#### (2) 建築物の風害防止

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

#### (3) 農作物の風害防止

農作物の風害予防のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の生育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

## 第8節 雪害予防計画

大雪、暴風雪等の雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、資料12「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、防災関係機関の相互連携のもとに実施するものとする。

### 1 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- (3) 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- (4) 積雪における消防体制を確立すること。
- (5) 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- (6) 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- (7) 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
  - ア 食料、燃料等の供給対策
  - イ 医療助産対策
  - ウ 応急教育対策
- (8) 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- (9) 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分な配慮を行うこと。

### 2 交通の確保

- (1) 冬期間における交通の確保のため、道路管理者は、次のとおり実施する。
  - ア 北海道開発局  
北海道開発局が管理する道路は、冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。
  - イ 北海道  
道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて、次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間は、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種別	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常時等においても、極力2車線の確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、異常降雪時においては、極力1車線以上の確保を図る。夜間除雪は実施しない。
第3種	300台/日未満	2車線の幅員確保を原則とし、状況によっては1車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。異常降雪時においては、一時通行止めもやむを得ないものとする。夜間除雪は実施しない。

#### ウ 当別町

町が管理する道路については、午前7時までに通行を確保する。

- (2) 町除雪出動基準  
降雪量概ね10cm以上を出動の目安とし、通勤通学時間帯までに終了することを目標とする。なお、風による吹き溜まりが発生したとき、火災及び急病人の発生したとき、又は孤立車両の救助等で緊急車両が積雪等のため走行できないときは、その都度出動するものとする。
- (3) 交通規制  
札幌方面北警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

### 3 予防対策

- (1) 気象情報等による事前対応  
気象官署の発表する気象等特別警報・警報・注意報等の情報を勘案し雪害が予想されるときは、必

要な出動体制を整え、路側帯の拡幅や運搬排雪等により道路上の堆雪スペースの確保に努めるものとする。

(2) なだれ防止

町民等に被害を及ぼすおそれのある、なだれ発生予防箇所を町民に周知するため、関係機関は自己の業務所管区域内のなだれ発生予想箇所に、標示板等による標示を行うとともに、なだれ発生予想箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 防雪施設の整備

町の冬期間における季節風は、石狩湾からの西風又は北西風であることから、防雪林、防雪柵等の防雪施設は有効な対策手段であり、防雪施設の整備を計画的に進めるものとする。

#### 4 排雪

道路管理者は、排雪を伴う雪捨場の設定にあたっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること。止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、融水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。
- (3) 雪捨場の指定状況は、次のとおりである。

	指定場所	所在地	搬入可能量(m <sup>3</sup> )
1	下川雪堆積場	当別町下川町136番地4地先	141,000m <sup>3</sup>
2	当別太雪堆積場	当別町当別太817番地3地先	258,000m <sup>3</sup>
3	上当別雪堆積場	当別町字高岡3199番地117	343,000m <sup>3</sup>
4	樺戸雪堆積場	当別町字樺戸通476番地19地先	88,000m <sup>3</sup>
5	太美雪堆積場	当別町太美町1455番地1地先	23,000m <sup>3</sup>

#### 5 警戒体制

関係機関は、気象官署の発する気象特別警報・警報・注意報及び情報等を勘案し、必要と認める場合は、警戒体制に入るものとする。

- (1) 町は、対策本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めたときは、対策本部を設置するものとする。
  - ア 大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき
  - イ 雪害による交通まひ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模から応急措置を要するとき
- (2) 町は、現地状況調査及び孤立地区との連絡の必要があると認めたときは、各道路管理者との連携のもとに、除雪機械等を出動して事態に対処するものとする。
- (3) 町は、路上通行車両の故障車（障害車）等の孤立車を努めて救出するが、不可能なときは乗員を救出して、最寄の指定避難所等に避難収容することとする。

#### 6 町民等への啓発

町は、関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を町民等に対し周知・啓発することに努めるものとする。

## 第9節 融雪災害予防計画

融雪災害に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、この計画に定めるところにより防災関係機関がそれぞれ相互の連携のもとに実施するものとする。

### 1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- (3) 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- (4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- (5) 融雪災害時に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- (6) 災害の発生又は発生のおそれがある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- (7) 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- (8) 町民等の協力による氷割及び河道清掃等、道路側溝及び排水溝などの流下能力確保に努めること。
- (9) 融雪出水に際し、町民等の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

### 2 予防対策

#### (1) 河川等の予防対策

河川管理者は、河川が積雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者及び河川の上流部に集積してある木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

#### (2) ダム、貯水池等の予防対策

ダム、貯水池等（以下「ダム等」という。）水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分に行うとともに、不測の事態に備え、非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておくものとする。また、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき、下流に急激な水位の変動を生じないよう留意し、関係機関及び町民等への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

#### (3) なだれ等対策

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、町民等、児童・生徒及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

#### (4) 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

#### (5) 広報活動

町及び防災関係機関は、融雪出水に際し、町民等の水防に対する協力が十分に得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

## 第10節 土砂災害予防計画

土砂災害から町民等の生命及び財産を保護するため、土砂災害の発生する危険性の高い土地についての情報を的確に町民等に伝え、町民等と行政が協力して災害の未然防止を図るための予防計画は、次に定めるところによる。

### 1 現況

本章第5節「重要警戒区域及び整備計画」による。

### 2 予防対策

町及び関係機関は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や町民等への周知や土砂災害にかかる避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

#### (1) 当別町

ア 防災計画において、土砂災害警戒情報と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域、避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、町民等の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

イ 防災計画において、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等に関する事項について定めるものとする。

ウ 防災計画において、警戒区域内に主として要配慮者等が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

エ 防災計画に基づき土砂災害に関する情報の伝達、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を町民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

#### (2) 北海道

ア 土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれのある土地の利用状況その他の事項に関する調査を行い、その結果を町長に通知するとともに公表するものとする。

イ 急傾斜地の崩壊のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれのある土地の利用の状況に関する調査を行い、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、町民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」として指定するときは、当該指定をする旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示するものとする。

ウ 警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ町民等の生命及び身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」として指定するときは、当該指定する旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項を公示するものとする。

エ 道は、町長に対して警戒区域等の公示事項等を記載した図書を送付し、町の地域防災計画に警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるように指導するものとする。

オ 特別警戒区域における開発行為の制限や建築物の安全性確保の確認、又は建築物に対する移転等の勧告を行うものとする。

カ 特別警戒区域内の住宅移転及び建築の制限などの指導を行うものとする。

キ 大雨による土砂災害発生急迫した危険が高まったときに、町が防災活動や町民等への避難指示等の発令を適時適切に行えるよう、また、町民等の自主避難の参考となるように気象庁と共同して土砂災害警戒情報を作成・発表し、町長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じるものとする。

ク 重大な土砂災害（地すべり）の急迫した危険がある場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査を行う。調査の結果、一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認められるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したときは、町が避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、土砂災害緊急情報を通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じるものとする。

(3) 北海道開発局

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水又は火山噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流による重大な土砂災害の急迫した危険等が認められる場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に町民等の避難指示の判断等を行えるよう重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を通知するとともに、町民等に周知するため必要な措置を講じるものとする。

**3 形態別予防計画**

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地崩壊による土石流の災害発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道、関係機関

道及び関係機関は、町民等に対し、地すべり防止区域の周知に努めるとともに、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。

(2) 当別町

町は、危険区域の町民等に対し、町民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図り、斜面等の異常・急傾斜地の異常（亀裂・湧水・噴水、濁り水）の報告を求める。

**4 土砂災害の警戒区域及び避難場所**

土砂災害警戒区域は、本章第5節「重要警戒区域及び整備計画」のとおりである。

また、警戒区域指定に伴う近くの避難所については、下記のとおりである。

警戒区域	避難場所
スウェーデンヒルズ地区	高岡会館、西当別中学校、スウェーデンヒルズゴルフ倶楽部、獅子内会館
金沢地区	当別高校、当別町総合体育館、北海道医療大学
茂平沢地区	ハッピーバレーゴルフクラブ札幌、みどり野会館、石狩平原カントリークラブ
中小屋地区	旧中小屋小学校、中小屋会館

**5 土砂災害警戒情報の伝達**

大雨警報（土砂災害）、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった時に、町が防災活動・避難指示等の判断や、町民等の自主避難の判断の参考となるよう、北海道石狩振興局と札幌管区气象台が共同で作成し、市町村ごとに発表する。

伝達は、「第3章防災体制・第4節気象業務に関する計画」により行う。

**6 避難措置**

(1) 町は、今後の気象予報や土砂災害危険個所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断し、以下の基準により避難指示等を発令する。

避難指示等				気象警報等	
対象区域の考え方	警戒レベル	種類	判断基準の設定例	種類	
○避難情報の発令対象区域 ・土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする（土砂災害警戒区域等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく）。  ○土砂災害警戒区域等の詳細 (1)土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」 (2)土砂災害危険箇所 (3)その他の場所	5	緊急安全確保	(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ) ・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）  (災害発生を確認) ・土砂災害の発生が確認された場合	大雨特別警報（土砂災害）	-
	4	避難指示	・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い、接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の危険度分布
	3	高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が警戒（赤）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	大雨警報 <sup>(注3)</sup> （土砂災害）	大雨警報（土砂災害）の危険度分布
・大雨注意報が発表された場合には、防災気象情報入手し、気象状況の進展を見守る。 ・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。				大雨注意報	大雨警報（土砂災害）の危険度分布
(注) 土砂災害の危険度分布とは「土砂キヤクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布)」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめた呼称です。				早期注意情報（警報級の可能性）	-

- (2) 避難指示等の発令にあたっては、次の事項に留意するものとする。
- ア 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
  - イ 避難指示等を発令する区域を特定する際には、土砂災害警戒情報に係る危険度分布等にも留意すること。
  - ウ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、広域的な状況把握に努めること。
  - エ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

## 7 土砂災害による被害軽減対策

町は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、次の方法で町民等に周知するよう努める。

- (1) 平常時の防災意識高揚を促す方法
  - ア 土砂災害情報を記載した平面図の作成・公表
  - イ 土砂災害に対して警戒を要する区域であることの明示
  - ウ 過去の土砂災害に関する情報の提供
  - エ 土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の提供
  - オ 土砂災害ハザードマップの作成・配布
  - カ 簡易雨量計や警報装置等の整備
- (2) 緊急時の警戒・避難を促す方法
  - ア 雨量情報等の気象情報の提供
  - イ 避難準備情報、避難指示等の伝達

## 8 孤立等防止対策

町は、土砂災害等により道路網が寸断され孤立する恐れがある地域では、災害時において最低限の安全度を確保できるように、防災施設の整備、情報伝達システムの複数化などの通信の代替確保を図るとともに、関係機関と連携して避難・救護活動に利用可能な道路等の整備に努める。

## 第11節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から建築物を防御するために必要な計画は、次のとおりとする。

### 1 建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

### 2 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

### 3 がけ地に近接する建築物の防災対策

- (1) 町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれがある区域において、建造物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業制度を活用するなど、安全な場所への移転促進を図るものとする。
- (2) 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示したハザードマップを作成・公表する、また、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

## 第12節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して町民等の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することにある。

なお、具体的な計画については、資料13「石狩北部地区消防事務組合消防計画」に定めるところによる。

### 1 消防体制の整備

#### (1) 石狩北部地区消防事務組合消防計画の充実

石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、消防の任務を遂行するため、当別町地域防災計画の内容を踏まえ、災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

#### (2) 火災防御対策

石狩北部地区消防事務組合の作成する消防計画の内容は、火災予防及び火災防御を中核とした消防業務計画とし、さらに消防機関が火災以外の災害の防除又は発生による被害を軽減するための事項を具備した全体計画とし、各種災害の対応に万全を期す。

#### (3) 消防の対応力の強化

町及び石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第三次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力強化に努めるものとする。

### 2 消防力の整備

石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設及び人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

### 3 消防職員及び消防団員の教育訓練

石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、石狩北部地区消防事務組合当別消防署及び北海道消防学校において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

### 4 広域消防応援体制

石狩北部地区消防事務組合は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や第5章第31節「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、北海道及び国へ応援を要請するものとする。

【参考】資料14「消防組織の現況」、資料15「消防車両等の現況」、資料16「消防水利施設の現況」

## 第13節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画

災害時において町民等の生活を確保するため、食料その他の物資の確保及び災害時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材の整備に努めるとともに、地域内備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ備蓄量の把握に努める。なお、その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

### 1 食料その他の物資の確保

ア 町は、資料17「当別町防災備蓄計画」を策定し、大規模災害時に家屋の倒壊・消失等により避難した町民等に救援物資が到達するまでの間、避難所において最低限必要な食料、生活必需品及び行政の応急対策要員用の物資を選定し、計画的な備蓄に努める。

イ 町は、あらかじめ民間事業者等と災害協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

【参考】資料18「災害時における応急生活物資の供給等に関する相互協定先一覧」

ウ 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、町民等に対し、「最低3日間、推奨1週間分」の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

### 2 防災資機材及び備蓄倉庫の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具、燃料等の整備に努める。なお、町の防災資機材の備蓄場所は次のとおりである。

	備蓄場所	所在地
防災拠点	当別町役場防災倉庫	当別町白樺町58番地9
	当別町総合保健福祉センター防災倉庫	当別町西町32番地
	当別消防署	当別町錦町351番地
	太美町污水处理センター	当別町太美町1453番地7
指定避難所	当別町総合体育館	当別町白樺町2792番地
	旧当別小学校	当別町元町102番地
	とうべつ学園	当別町下川町125番地
	西当別コミュニティーセンター	当別町太美町22番地7
	西当別小学校	当別町太美町1481番地
	西当別中学校	当別町獅子内5134番地1
	北欧の風道の駅とうべつ	当別町当別太774番地11

## 第14節 避難体制整備計画

災害から町民等の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

### 1 避難誘導體制の構築

- (1) 町は、大規模災害から、町民等の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。  
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、町民等が自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと町民自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、町は、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 道及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災者（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- (5) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- (6) 道及び町は、学校等が保護者との間で災害時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (7) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

### 2 指定緊急避難場所、指定避難所の確保

町が指定する指定緊急避難場所・指定避難所（以下「避難場所」という。）は、資料19「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」のとおりである。

また、影響の大きい災害に際し、避難町民や被災者を指定避難所に収容しきれない場合に備え、近隣市町村や民間企業等と協定を締結し、収容能力の確保を図ることとする。

なお、広域一時滞在などにおいて他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

#### (1) 指定緊急避難場所

町民等が災害の危険から緊急に逃れるために、災害の種類ごとに指定する。なお、指定緊急避難場所の避難対象地区は、大まかな目安であり、避難対象地区以外からの避難を妨げるものではない。

#### (2) 指定避難所

避難した町民等や被災者が必要な期間滞在するために指定する。

### 3 指定避難所の確保及び管理

町は、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した者を収容するための指定避難所を予め選

定・確保し、整備を図るものとする。

(1) 指定避難所等の選定要件

- ア 救援・救護活動を実施することが可能な地域であること。
- イ 浸水等の被害のおそれがないこと。
- ウ 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- エ 地割れ、崖くずれ等が予想されない地盤地質地域であること。
- オ 耐震構造で倒壊・損壊などのおそれがないこと。
- カ その他被災者が生活する上で町が適当と認める場所であること。

(2) 指定避難所の管理

- ア 指定避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。
- イ 指定避難所の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。
- ウ 休日・夜間等における指定避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

#### 4 避難場所、避難施設についての町民及び施設管理者等への周知

町は避難場所の指定を行った際、町民及び学校等の施設管理者等に対し、次の事項の周知徹底を図る。

(1) 避難場所等の周知

- ア 避難場所の名称・所在地
- イ 避難対象世帯、施設等の地区割り
- ウ 避難場所への経路及び手段
- エ 避難時の携帯品等注意すべき事項
- オ 洪水時浸水深表示板の設置
- カ 洪水時避難誘導表示板の設置

(2) 避難のための知識の普及

- ア 平常時における避難のための知識  
避難経路、家族の集合場所や連絡方法（学校であれば、児童生徒の保護者への連絡方法）など
- イ 避難時における知識  
安全の確保・移動手段・携行品など
- ウ 避難後の心得  
集団生活・避難先の登録など

#### 5 町の避難計画

町は、町民等、特に高齢者、障がい者等の要配慮者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、予め避難計画を策定する。

また、避難指示等の発令に先立ち、町民等に対して避難準備を呼びかけるとともに避難に時間を要する者（高齢者、障がい者、乳幼児等）とその支援者避難を開始する「警戒レベル3高齢者避難」等について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成や、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から町民等への周知徹底に努める。

なお、これら避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップ等の普及・浸透を図る。

また、気象警報、避難情報等を町民等に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるように周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、「避難先として安全な親戚、知人等宅も選択肢であること」、「警戒レベル4避難指示」で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(1) 避難計画

町の避難計画は、次の事項により作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者等を速やかに避難誘導するため、町民等、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の策

定等の避難誘導體制の整備に努める。

- ア 避難指示等を行う基準及び伝達方法
- イ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 避難場所への経路及び誘導方法
- エ 避難場所を所管する職員等の配置及び連絡体制
- オ 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
- カ 避難場所の管理に関する事項
- キ 避難に関する広報

(2) 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 避難の場所
- イ 経路
- ウ 移送の方法
- エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- オ 保健、衛生及び給食等の実施方法
- カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法

(3) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は避難誘導や各種応援対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステム整備を検討するものとする。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

## 第15節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全の確保に関する計画は、次のとおりである。

### 1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、これらの要配慮者の安全の確保を図るため、町民等、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

#### (1) 当別町

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

##### ア 地域防災計画の策定

町は、名簿情報及び個別避難計画情報の取り扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち重要事項を地域防災計画に定める。

##### イ 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

##### ウ 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援をする者について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

##### エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要配慮者の同意を得られた場合に、消防機関、警察、民生委員、医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

##### オ 個別避難計画の作成

町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。

##### カ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者の同意が得られない場合は実施しない。

##### キ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

##### ク 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設、保健センター等の施設や指定避難所の一部の施設を活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

## ケ 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

## (2) 北海道

道は、町及び社会福祉施設等の管理者と一体になって、広域的な視点に基づいた要配慮者の安全対策を行う。

## ア 地域における安全体制の確保

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、平常時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や町民等による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。

このため、町に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が促進されるよう、先行事例の紹介する等作成支援に努めていく。

## イ 防災知識の普及・啓発

道は、要配慮者やその介護者に対して、災害時に際しとるべき行動などを、町と連携して「手引き」などによる啓発を行うなど、災害時における要配慮者の安全確保に努めていく。

## ウ 指定福祉避難所の指定促進

災害時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、町における指定福祉避難所の指定促進を支援する。

## エ 災害時施設間避難協定の締結促進

災害時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する社会福祉施設等と同種若しくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、社会福祉施設等間における施設利用者の受け入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。

## オ 避難行動要支援者等の要配慮者の情報提供

町の求めに応じて、道が保有する避難行動要支援者等の要配慮者の情報を提供する。

## (3) 社会福祉施設等の対策

## ア 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

## イ 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間及び他の施設・町民等・ボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

## ウ 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の協力連携の強化に資するため、緊急連絡体制の整備に努める。

## エ 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施するよう努める。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的

実施するよう努める。

## 2 援助活動

町、避難支援等関係者、町内会（自主防災組織）及び道は、避難行動要支援者等の早期発見等に努めるとともに、避難行動要支援者等の状況に応じた適切な援助活動を行う。

### (1) 当別町

#### ア 避難行動要支援者の確認・早期発見

町は、災害発生後、直ちに把握している避難行動要支援者等の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

#### イ 避難所等への移送

町は、避難行動要支援者等を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

##### (ア) 避難所への移動

##### (イ) 医療機関への移送

##### (ウ) 施設等への緊急入所

#### ウ 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者等の優先的入居に努める。

#### エ 在宅者への支援

町は、避難行動要支援者等が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

#### オ 応援依頼

町は、救援活動の状況や避難行動要支援者等の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

### (2) 北海道

道は、避難行動要支援者等及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都府県や市町村への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害時に町において福祉避難所を開設した場合、町の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

## 3 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

### (1) 多言語による広報の充実

### (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

### (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

## 4 要配慮者利用施設

社会福祉施設等その他の主として高齢者・障がい者等の防災上配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）は、別表のとおりとする。

(別表) 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に位置する要配慮者利用施設一覧表

No.	施設名	所在地	施設種類
1	特別養護老人ホーム当別長寿園	太美町 1488 番地 19	介護老人福祉施設・短期入所生活介護
2	特別養護老人ホーム長寿の郷	太美町 1488 番地 18	介護老人福祉施設・短期入所生活介護
3	養護老人ホーム長寿園	太美町 1488 番地 274	養護老人ホーム
4	介護老人保健施設愛里苑	ビトエ 2200 番地 1	介護老人保健施設・短期入所療養介護
5	有料老人ホームらくら当別	太美町 2343 番地 39	特定施設入居者生活介護
6	グループホームらくらの家・ふとみ	太美南 818 番地 62	認知症対応型共同生活介護
7	パークアベニューとうべつ	西町 36 番地 8	サービス付き高齢者向け住宅
8	とうべつりっか	幸町 51 番地 31	サービス付き高齢者向け住宅
9	にわとこ	末広 5248 番地 8	サービス付き高齢者向け住宅
10	小規模多機能型居宅介護さくら	弥生 2 番地 1	小規模多機能型居宅介護
11	愛里苑通所リハビリテーション	ビトエ 2200 番地 1	通所リハビリテーション
12	当別町デイサービスセンター	西町 32 番地 2	通所介護
13	勤医協当別デイサービスふきのとう	末広 118 番地 52	通所介護
14	ひまわり健康倶楽部	春日町 97 番地 1	通所介護
15	デイサービスセンターふくろうの森	幸町 51 番地 31	地域密着型通所介護
16	デイサービス らくらふとみ	太美町 2343 番地 39	地域密着型通所介護
17	デイサービスセンター結	太美町 1488 番地 274	地域密着型通所介護
18	共用型デイサービス らくらの家・ふとみ	太美南 818 番地 62	認知症対応型通所介護（共用型）
19	生活介護事務所「によきによき」	弁華別 429 番地	生活介護
20	高岡アクティビティ	高岡 1813 番地 1	生活介護
21	短期入所施設 anemone	春日町 94 番地 22	短期入所
22	子ども発達支援センター	西町 32 番地 1	児童発達支援・放課後等デイサービス
23	放課後等デイサービスセンター「amaririsu」	六軒町 70 番地 18	児童発達支援・放課後等デイサービス
24	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所「グループホームつくし」	元町 493 番地 26	共同生活援助
25	清瀬マンション	春日町 94 番地 22	共同生活援助
26	グループホーム「ゆうゆうのいえ」	太美町 1488 番地 280	共同生活援助
27	Farm Agricola	弥生 52 番地 11	就労継続支援（A型）
28	U-Garden	弥生 51 番地 38	就労継続支援（A型）
29	当別町共生型コミュニティ農園「ぺこぺこのはたけ」	太美町 1481 番地 6	就労継続支援（B型）
30	Largo	園生 54 番地 29	就労継続支援（B型）
31	PAWROOM	太美町 1486 番地 24	就労継続支援（B型）
32	当別町地域活動支援センター「つくしの郷」	末広 2 番地 1	地域活動支援センター
33	認定こども園当別夢の国幼稚園	北栄町 20 番地 1	認定こども園
34	認定こども園おとぎのくに	太美町 1480 番地 8	認定こども園
35	とうべつ学園	下川町 125 番地	義務教育学校
36	西当別小学校	太美町 1481 番地	小学校
37	西当別中学校	獅子内 5134 番地 1	中学校
38	当別子どもプレイハウス	下川町 125 番地	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
39	西当別子どもプレイハウス	太美町 1481 番地	放課後児童健全育成事業の用に供する施設

## 第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害時に積雪・寒冷による被害を軽減するための計画は、次のとおりである。

### 1 積雪対策

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立されることから、町及び防災関係機関は、相互連携協力して実効のある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

### 2 交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、国・道・町の各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するものとする。

#### (1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を作成する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

#### (2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るため道路整備を推進する。

イ 道路管理者は、地吹雪、雪崩等による交通障害を予防するため、防雪柵、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

### 3 雪に強いまちづくりの推進

#### (1) 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

#### (2) 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町・道及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

#### (3) 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備

町・道及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

### 4 寒冷対策の推進

#### (1) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

#### (2) 避難所対策

避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結など

により、必要な台数の確保に努める。

(3) 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 住宅対策

町及び道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

## 第17節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP:Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

### 1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

### 2 業務継続計画（BCP）の策定

#### (1) 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定及び策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

#### (2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時及び非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

### 3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。